

○秋田県環境保全センター維持管理基金条例

平成十二年三月二十九日
秋田県条例第五十三号

秋田県環境保全センター維持管理基金条例をここに公布する。

秋田県環境保全センター維持管理基金条例

(設置)

第一条 秋田県環境保全センターの産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うための資金として、秋田県環境保全センター維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、秋田県環境保全センター事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(平一五条例一七・一部改正)

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(平一四条例八・追加)

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(平一四条例八・追加)

(委任)

第七条 [この条例](#)に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一四条例八・旧第五条繰下)

附 則

[この条例](#)は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第八号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。